所管部(局)·課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号
手続名	化製場の許可取消、使用禁止等(1/4)	根拠条項	第7条

知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、法第6条の2の規定による命令に違反したときは、法第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

○法第6条の2

都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

当該と畜場の設置者又は管理者が、条例第4条の4の規定による条例第4条の2各号のいずれかに該当するに至ったとき

· │ ○条例第 4 条の 2 各号

셌

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- 4 自己、自社若しくは第3者の不正な利益を図る目的又は第3者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 8 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同し)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。)に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- 9 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

対応	① 聴聞の実施	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	目次	
区分	2 弁明の機会の付与	機関		機関		No.	

処分基準(公表用)

様式第4号

						<u>所</u>	管部 (局)・課 生活	<u> </u>	
	法令名 化製場等に関する		法律			法令番号	昭和 23 年法律第 140 号		
	手続名 化製場の許可取消、使		、使用類			根拠条項	第7条		
				保健福祉事務所		保健福祉事務	折		

処分基準(公表用)

様式第4号

No.

		达力 	1X/IJ/			45	XLAN 4 7
				<u>所</u>	管部 (局)・課 生活	衛生課	
法令名	化製場等に関する法律			法令番号	昭和 23 年法律第 140) 号	
手続名	化製場の許可取消、使用類	禁止等(3/4)		根拠条項	第7条		
(1) 解体室室室室(2) 解体体でででででできる。 (3) 解体ではできるできる。 (4) 解解では体物では、 (5) 出汚汚る解ができる。 (6) できるができるができる。 (7) があ解ができる。 (8) 解ができる。 (9) がいでいる。 (9) がいできる。 (10) 死の他でできる。 (3) でののできる。 (4) 解している。 (5) といっている。 (6) できるができる。 (7) がいるできる。 (8) 解ができる。 (9) がいるできる。 (10) でののできる。 (10) でののできる。 (10) できる。 (10) でき。 (10) できる。 (10) できる。 (10) できる。 (10) でき。 (10) でき。 (10) できる。 (10) でき。 (10) でき。 (10) でき。 (10) でき。 (10) でき。 (10) でき。 (10) でき。 (10) で	新取扱場は、次の要件を備定を有すること。 その床は、不浸透性の材料で この内壁は、不浸透性の材料で こと。 こには、採光設備及び洗浄用 には、採光設備及び洗浄的には、 連理設備として、汚物だめ、 ができる場合に不浸の がの及び汚水だめの周料ででは、 がら汚水だめの材料で造ら がいら汚水だめ、 がら汚水だめ、 がら汚水だめ、 がら汚水だめ、 がら汚水だめ、 がは、不浸透性の材料で造ら ない出入りを防止することが いった。 いった。 なの埋却を行う死亡獣畜取れた。 をの焼却を行う死亡獣畜取れた。	で造られ、これに適当なこうにはで造られている場合を除きまれている場合を除きませた。できれたがのできれているとでででである。とができれていること。ととでは終末処理場のあるができる障壁が設けられているには、当該区域が埋却り	、 で装置密く 下けい場 を置を閉は 水らこめ に 全 全 に た に た ま た ま ま た ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	ら少なくとも 1 水設備が設けただいますることをでたっている。 ことがはは、 はずることがは、 がはることがは、 があると。 はずることがは、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずることが、 はずる。 はずる。 はずる。 はずる。 はずる。 はずる。 はずる。 はずる。	.2メートルまで不浸れていること。 し、汚水を終末処理場 い。 いが設けられているこ くみ出す際に汚物又は 設けられていること。 札その他の設備及び当	易のある「 こと。 は汚水が到	下水道に直接流 飛散するおそれ を明示する障壁
, ,, ,	の実施 処理	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	目次	

機関

2 弁明の機会の付与

機関

区分

処分基準(公表用)

様式第4号

No.

	たり至于 (A	27/13/			'	XLAD 4 7
			<u>所</u>	管部 (局)・課 生活額	<u> </u>	
化製場等に関する法律		法令	番号	昭和 23 年法律第 140	号	
化製場の許可取消、使用	禁止等(4/4)	根拠	条項	第7条		
措置 は死亡獣畜取扱場の管理者 又は死亡獣畜取扱場の内外 の発生の防止及び駆除を十 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定め が 等における死亡獣畜のの 等における死亡獣電却理 を解体し、皮、骨、順 た死亡獣畜の肉、皮、骨、順 こと。	は、次に掲げる措置を講じたは、常に清潔にし、汚物処理分にすること。 る衛生上必要な措置 を講ずること。 は、腐敗の進行及び臭気の変える場合は、獣医師の意識器等を運搬する場合は、こ	なければならない 理を十分にするこ 発生を防止するた 診断書又は検案書 れらが飛散流出せ	。 と。 と。 とず、か	やかに行うこと。 その適否を確認するこ。 つ、臭気及び汚液が漏	出しない	
	世界の許可取消、使用 指置 は死亡獣畜取扱場の管理者 又は死亡獣畜取扱場の管理者 又は死亡獣畜取扱場のを の発生の防止及び駆除を 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定め がで定め がでにおける死亡獣番等の処し、 等における死亡は埋埋よ を解体し、皮、骨、間 た死亡獣畜の肉、皮、骨、間 こと。	化製場等に関する法律 化製場の許可取消、使用禁止等(4/4) 措置 は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じれて、一、天物処理を一分にすること。 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 等) 予防のために消毒等の措置を講ずること。 等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発音を解体し、又は埋却しようとする場合は、獣医師の意た死亡獣畜の肉、皮、骨、臓器等を運搬する場合は、こと。	化製場等に関する法律 法令 化製場の許可取消、使用禁止等(4/4) 根拠措置 は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にするこの発生の防止及び駆除を十分にすること。 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 を	他製場等に関する法律 法令番号 化製場の許可取消、使用禁止等(4/4) 根拠条項 措置 は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 の発生の防止及び駆除を十分にすること。 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 (を) 予防のために消毒等の措置を講ずること。 等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発生を防止するため、速ぎにおける死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発生を防止するため、速ぎにおける死亡獣畜のぬ、皮、情、臓器等を運搬する場合は、これらが飛散流出せず、かこと。	所管部(局)・課 生活行 化製場等に関する法律 法令番号 昭和23年法律第140 化製場の許可取消、使用禁止等(4/4) 根拠条項 第7条 措置 は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。の発生の防止及び駆除を十分にすること。 如理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 (条) 予防のために消毒等の措置を講ずること。 等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発生を防止するため、速やかに行うこと。 畜を解体し、又は埋却しようとする場合は、獣医師の診断書又は検案書によりその適否を確認するこた死亡獣畜の肉、皮、骨、臓器等を運搬する場合は、これらが飛散流出せず、かつ、臭気及び汚液が漏こと。	所管部 (局)・課 生活衛生課 化製場等に関する法律 法令番号 昭和 23 年法律第 140 号 化製場の許可取消、使用禁止等(4/4) 根拠条項 第 7 条 措置 は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 の発生の防止及び駆除を十分にすること。 処理を十分にすること。 都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 (条) 予防のために消毒等の措置を講ずること。 等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発生を防止するため、速やかに行うこと。 畜を解体し、又は埋却しようとする場合は、獣医師の診断書又は検案書によりその適否を確認すること。 た死亡獣畜の肉、皮、骨、臓器等を運搬する場合は、これらが飛散流出せず、かつ、臭気及び汚液が漏出しない

機関

2 弁明の機会の付与

機関

区分